

## 指導行政のポイント

### “新指導要領”は細かく縛っているか

菱村 幸彦

新しい学習指導要領案が公示されパブリックコメントに付されているが、近く正式に告示される。

#### 拘束性の強化を懸念する論評

新指導要領は、おおむね好評のようだ。ただ、「ゆとり教育」の見直しというので指導内容が増強されたゆえか、指導要領の拘束性を懸念する論評を目にする。

例えば、『朝日新聞』社説(2月16日付)は「(指導要領の)分量は小・中学校とも100ページ以上に及ぶ。何をどこまで教えねばならないかを学年ごとに細かく決めている。…時間数も内容も幅を持たせて現場の工夫にまかせたほうがいい。指導要領から逸脱しているなどと文科省が口をはさむことはできるだけやめてもらいたい」と述べている。

しかし、指導要領の内容が100ページというのは、多いといえるのか。100ページといっても、教科ごとにみれば、学年別に定められている指導内容は、たかだか2～3ページに過ぎない。その指導要領の内容を数十倍に引き延ばした形で教科書が作られる。教師はその教科書を使って、さらにその何倍もの内容を付加して児童・生徒に教える。つまり、実際に授業をどう展開するかは、教師の裁量に任されているのだ。指導要領が教師を細かく縛っているのかのようというのは当たらない。

また、「指導要領から逸脱しているなどと口をはさむことはやめてもらいたい」というが、一昨年、必修科目の未履修問題が起きたとき、先頭切って高校側の指導要領違反を責めたのは朝日新聞ではなかったのか。そこは、どう説明をするのか。

『毎日新聞』社説(2月16日付)も同じである。同社説は「現場教員を細かく縛るのではなく、主体的に運用されるべきだ。例えば、道徳については各学校の推進教員の下で一律な内容を押しつけるのではなく、戦後の道徳教育の考え方だった『学校教育

全体を通じ日常子供と教員が接しながら学び取っていく』が基本だ」と説く。

指導要領が教員を細かく縛っているという批判は、かつてイデオロギー闘争が盛んだった時代に、日教組とそれを支援する教育学者らが唱えた決まり文句である。

#### 現場主義に立つ指導要領

指導要領はもともと最低基準であり、大綱的基準に過ぎない。教師はこれを超えて教えることができるし、指導要領の内容をどう教えるかは教師の裁量に委ねられていることはすでに述べたとおりである。とくに今回の改訂では、教育課程編成の「現場主義」が強調されている。指導要領が現場を細かく縛るなんてことはない。

『日経新聞』社説(2月19日付)も同旨の論を掲げている。同社説は「(指導要領は)戦後しばらくは、教員が授業の目安にする程度の存在だった。ところが、昭和30年代の改訂から記述がどんどん細かくなり、学校現場への拘束も強まった」と指摘する。

これは事実誤認である。昭和33年に告示となった指導要領以前の指導要領(試案)は、各教科別に出されており、小・中学校を全部合わせると2800ページにも及ぶ大部なものであった。したがって、その内容はそれぞれ詳細を極めていた。それを10分の1以下に整理し、真に教育課程基準にふさわしいものに厳選したのが、昭和33年の指導要領である。しかも、それ以降は改訂のたびに、どんどん大まかな基準に改め、学校現場の主体性に委ねる方針を進めてきた。

新指導要領に対する各紙の批判は、拘束性に関する限り、的外れといわざるを得ない。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●好評発売中! ●教基法、関連3法等改正に即応して大改訂 菱村幸彦【著】B6判 400頁・定価 3,150円

## 新訂第4版出来! 『やさしい教育法規の読み方』

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)